平成２２年（フ）第７０号
東京都足立区舎人１丁目６－４　ガーデニア舎人コーポＢ－２
債務者　須賀　美鈴
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１号
東京都八王子市高尾町1115―201
債務者　市村　貴子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２号
東京都八王子市高尾町1115―201
債務者　市村　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３号
東京都調布市染地３丁目１―68―108
債務者　高野　玲子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５号
東京都足立区江北４丁目21―39―304
債務者　安藤　武雄
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７号
東京都立川市柏町１丁目12―８―405
債務者　古川　光子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９号
東京都調布市国領町１丁目27―５―401
債務者　千葉　由貴
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０号
東京都調布市国領町１丁目27―５―401
債務者　千葉　秀胤
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３号
東京都練馬区北町３丁目９―５―502
債務者　村山　　剛
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５号
埼玉県三郷市新和２丁目96―３
債務者　平塚　光治
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６号
東京都狛江市和泉本町１丁目10―７―201
債務者　寺田　隆宏
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７号
東京都品川区南大井３丁目19―３―902
債務者　幸田規久夫
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３号
東京都葛飾区お花茶屋１丁目19―18―304
債務者　小林　　学
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４号
東京都北区豊島８丁目27―２―1116
債務者　山崎　織枝
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５号
東京都北区豊島８丁目27―２―1116
債務者　山崎　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９号
愛知県名古屋市中村区深川町２丁目20
債務者　齋藤　直久
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部